

研究機関名：東北大学

受付番号：2015-1-108
研究課題名 皮膚腫瘍における性ステロイドの役割に関する研究
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 医学系研究科・病理診断学分野・准教授・中村保宏
研究期間 西暦 2015年6月（倫理委員会承認後）～2016年 3月
対象材料 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に採取され保存されている人体から取得した試料 <input checked="" type="checkbox"/> 病理材料（対象臓器名：皮膚） <input type="checkbox"/> 生検材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 血液材料 <input type="checkbox"/> 遊離細胞 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 研究に用いる情報 <input checked="" type="checkbox"/> カルテ情報 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> その他（ ） 対象材料の採取期間：西暦 2000年1月～西暦 2015年 4月 対象材料の詳細情報・数量等： （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。） 東北大学病院で、「皮膚腫瘍」として生検ないし手術で採取されパラフィンブロックで保管されている皮膚腫瘍約 100 症例
研究の目的、意義 ヒト皮膚腫瘍では、様々なステロイド受容体の発現が報告されている。また、腫瘍内に各種ステロイドホルモン合成酵素の発現も示されている。以上から、同組織では局所で合成されたステロイドホルモンが、自身に発現しているステロイドホルモン受容体に作用して、腫瘍の進展に関与している可能性が示唆されている。しかし、これまで皮膚腫瘍に関する上記の網羅的解析を行った報告はほぼ皆無である。したがって、本研究では皮膚腫瘍での上記の発現を免疫組織化学的に解明し、ヒト皮膚腫瘍での各種ステロイドホルモン産生と作用の役割を解明することをその目的とする。
実施方法 1. 東北大学病院にて、手術および生検時に採取された皮膚腫瘍のパラフィンブロックを用いて、様々な性ステロイド受容体、ステロイドホルモン合成酵素、転写因子、増殖因子等の発現を免疫組織化学的に検討する。 2. 上記の結果を、臨床病理学的因子と比較検討を行う。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法 研究計画書及び研究の方法に関する資料は、入手又は閲覧可能である（ただし、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られる。）入手・閲覧については、下記の窓口にお問い合わせのこと。
個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

中村保宏

医学系研究科病理診断学分野

TEL: 022-717-8050